株 主各位

> 東京都千代田区富士見二丁目10番2号 株式会社MS-Japan 有 本 代表取締役社長

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当日は総会の時間を通常より短縮し、また席数も大幅に縮 小して実施する予定でございます。当日のご来場は極力お控えいただき、事前の書面での議決権行使のご 協力をお願い致します。事前の書面での議決権行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の うえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日(木曜日)午後 6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場にご来場されない株主様も株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主総会のライ ブ配信を実施いたします。詳細は「株主総会ライブ配信視聴の方法」をご覧ください。

株主の皆様のご健康を配慮した措置でございますので、ご理解の程何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 2021年6月25日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
- 1. 日 2. 場 東京都千代田区神田駿河台三丁目11-1

三井住友海上駿河台新館3階 TKPガーデンシティ御茶ノ水

カンファレンスルーム3A (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第31期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第31期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件

当日ご出席の際は、必ずマスクをご着用の上、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提 出くださいますようお願い申しあげます。なお、ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。

当日は、入場の際に検温及び手指の消毒を実施させて頂きます。発熱や咳等の症状が見受けられる方や、 マスクの着用がない方は当社スタッフがお声掛けをし、入場をお控え頂くことがございます。その他にも 感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により会場等が急遽変更になった場合や、株主総会参考書類並 びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当 社ウェブサイト(URL https://company.jmsc.co.jp/) に掲載させていただきます。

【株主総会のライブ配信のご案内】

本株主総会当日に会場へご来場されない株主様も株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによる株主総会のライブ配信を実施いたしますので、ご活用ください。

ライブ配信は、「MS-Japan・プレミアム優待倶楽部」を通じて行います。ただし、本ライブ配信でのご参加は、会社法上、株主総会への出席とは認められませんので、議決権は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書の郵送にて行使をお願いいたします。

株主様とのコミュニケーション向上のため、ご質問等を受け付け、議長の裁量により、総会中にご回答・ご紹介させていただきたく存じます。ご質問等ございましたら、2021年6月18日(金曜日)午後6時までにインターネット上でご質問等をお送りくださいませ。なお、全てのご質問等へご回答・ご紹介はできない可能性があることを、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

【質問方法】 以下のURL又はQRコードよりMS-Japan・プレミアム優待倶楽部にアクセスしていただき、必要な情報をご入力のうえ、会員登録(ログイン)をお願いいたします。 ログイン後、株主ポストにございます『定時株主総会招集通知のお知らせ』内URLよりご質問を投稿ください。

【株主総会ライブ配信視聴の方法】

【サイト名称】MS-Japan・プレミアム優待倶楽部 https://jmsc.premium-yutaiclub.jp/



【公開日時】 2021年6月25日(金曜日)午前9時00分から株主総会終了時刻まで

※株主総会の開始は午前10時00分からとなりますが、開始60分前よりアクセスは可能になります。

【視聴方法】 上記リンクにアクセスしていただくと、ログイン画面が表示されます。

初めに必要な情報をご入力のうえ、会員登録をお願いいたします。

会員登録後、ログイン画面の案内に従ってご自身の「<u>株主番号</u>」及び「<u>郵便番号</u>」をご入力し、ログイン後、トップページ上部に表示されている「バーチャル株主総会本日開催」のバナーよりご視聴ください。

【注意事項】

- ・ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能 な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ずご出席株主様が 映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご使用の通信機器や視聴環境(ネットワーク環境)によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不具合が生じる場合がありますので予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

【ライブ配信及び株主優待に関するお問い合わせ】

問合せ先:0120-980-965 受付時間:9:00~17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

(提供書面)

事 業 報 告

2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人・物の動きの世界的な遮断や緊急事態宣言(2020年4月発令)による外出自粛の影響などから、国内の経済活動に急激な縮小が見られました。その後も感染者数は増減を繰り返しながらも、経済活動のレベルは段階的に引き上げられておりましたが、2021年4月において再度緊急事態宣言が発令される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内の雇用情勢については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、厚生労働省が公表した2021年3月の有効求人倍率は1.10倍となりました。(「一般職業紹介状況(令和3年3月分及び令和2年度分)について」厚生労働省調べ)

このような経済環境の中、当社グループの人材紹介事業の売上高については、緊急事態宣言下(2020年4月発令)では専門組織、一般企業ともに採用活動の中断、延期などが発生し、その後も採用の厳格化の影響等により前期個別経営成績に比べ減少しました。販売費及び一般管理費については、先行きが不透明な中、採用基準の厳格化等の需要の変動に合わせたコストコントロールを実施し、主に新規登録者獲得のためのマーケティングコストを最適化したことにより、前期個別経営成績に比べ減少しました。その結果、新規登録者数については、16,139人となり、一人当たり獲得単価については前期個別経営成績比で改善しました。

また、メディア売上高については、2020年8月に正式にリリースいたしましたBtoBのサービス比較プラットフォーム「Manegy toB」での資料請求数の伸長により前期個別経営成績比で増加となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,369百万円、営業利益は1,239百万円、経常利益は1,612百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,082百万円となりました。

当社グループは、2021年3月期より連結計算書類を作成しておりますが、ご参考までに、当連結会計年度の連結経営成績と前期の個別経営成績の比較情報を記載いたします。

なお、当連結会計年度における売上高の構成は以下のとおりであります。

上 売上高		第 30 期	第 31 期	前期
1	紹介実績	(2020年3月期)	(2021年3月期)	増減率
構成		(前事業年度)	(当連結会計年度)	(%)
	一般企業向け(注) 4. 紹介実績	3,169,935	2,446,136	△22.8
人材紹介	専門組織向け(注)5. 紹介実績	874,169	758,261	△13.3
売上高	小計	4,044,104	3,204,397	△20.8
	うち、有資格者(注)6. 紹介実績	873,711	752,868	△13.8
メディア売上高(注)7.		52,135	156,479	200.1
その他売上高等(注)8.		2,316	8,808	280.2
合計	4,098,5		3,369,685	△17.8

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 上記の前事業年度の売上高は、前期の個別経営成績の金額を記載しております。
 - 3. 上記の%表示は、前期の個別経営成績と比較した増減率を記載しております。
 - 4. 一般企業向けとは、一般企業の管理部門(経理、財務、人事、総務、法務、経営企画等)に対する紹介を対象としております。
 - 5. 専門組織向けとは、会計事務所、税理士法人、監査法人、法律事務所、その他コンサルティングファーム等、一般企業以外の組織に対する紹介を対象としております。
 - 6. 有資格者とは、弁護士(司法試験合格者及び司法修習生含む)、公認会計士(会計士補及 び公認会計士試験合格者を含む)、税理士(未登録含む)を対象としております。
 - 7. メディア売上高とは、「Manegy(マネジー)」における広告収益等を対象としております。
 - 8. その他売上高等には、返金引当金繰入額を含んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は71,085千円で、その主なものは、「Manegy(マネジー)」並びに2020年8月に正式リリースいたしました「Manegy toB」に関連するソフトウェアの開発に係るもの33,336千円及び人材サービスのデータベースの統合開発に係るもの22,586千円であります。

- ③ 資金調達の状況 当連結会計年度においては、資金調達の状況につき特に記載すべき事項はありません。
- ④ 他の会社の株式その他の持分、又は新株予約権等の取得または処分の状況 当社は、2021年2月17日付で「MS・HAYATE1号投資事業有限責任組合」へ出資いたしま した。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第 28 期 (2018年 3 月期)	第 29 期 (2019年3月期)	第 30 期 (2020年 3 月期)	第 31 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売	上	高(千円)	_	_	_	3,369,685
経	常利	益(千円)	_	_	_	1,612,578
親会する	社株主に当期純素	帰属(千円)	_	_	_	1,082,157
1 株	当たり当期純	刮益 (円)	_	_	_	43.37
総	資	産(千円)	_	_	_	10,158,827
純	資	産(千円)	_	_	_	9,380,075
1 株	当たり純	資産 (円)	_	_	_	374.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 2. 第31期 (2021年3月期) より連結計算書類を作成しているため、第30期 (2020年3月期) 以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

	区	分		第 28 期 (2018年 3 月期)	第 29 期 (2019年 3 月期)	第 30 期 (2020年 3 月期)	第 31 期 (当事業年度) (2021年 3 月期)
売	上	上 高(千円)		3,117,601	3,828,705	4,098,556	3,369,685
経	常	利	益(千円)	1,304,973	1,770,284	2,023,209	1,613,066
当	期 純	利	益(千円)	910,007	1,197,818	1,374,203	1,082,157
1 核	k当たり当	期純和	利益 (円)	146.67	48.17	55.16	43.37
総	資		産(千円)	6,729,492	7,810,608	8,806,393	10,138,721
純	資		産(千円)	6,077,037	6,998,613	7,961,691	9,360,564
1 h	1株当たり純資産 (円)			977.80	280.98	319.17	374.65

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 2018年10月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、第29期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
MS・HAYATE1号 投資事業有限責任組合	99.0%	経営管理領域に関するテクノロジーを有する企業 を中心に、広く先進的IT・サービス企業への投資

(注) MS・HAYATE1号投資事業有限責任組合は、当社を有限責任組合員、ハヤテインベストメント株式会社を無限責任組合員として、2021年1月27日に組成しております。当社は2021年2月17日付で同ファンドへの出資を行い、同ファンドを当社の連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業理念及び中期的な経営戦略に基づいて、持続的な成長を実現すべく、主に以下に示す課題があると認識しております。

(1) 社会及び経済の環境変化への対応

2020年初より世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の蔓延が、今後の社会及び経済に対して及ぼす影響は引き続き不透明な状況にあります。このように将来の不確実性が高い中で、会社が引き続き成長を遂げていくためには社会の変化、顧客のニーズの変化、我々が属する市場の変化、働き方の変化等、あらゆる環境の変化を捉え、それらに対して迅速かつ柔軟に対応していくことが事業の推進及び有効な社内管理体制の構築のいずれにおいても極めて重要であると考えます。そのような変化の激しい状況においては、既存の方法や常識に固執せず、変化を積極的に受け入れ、この環境の変化をチャンスと捉え、会社として新たな成長の機会となるよう対応して参ります。

(2) 新規事業の推進と創出

当社は設立より一貫して士業及び企業の管理部門に特化した人材紹介事業「MS Agent」を営み、現状は収益の大部分が同事業に集中している状況です。このような状況の中、会社が持続的な成長を遂げていくためには、人材紹介事業「MS Agent」以外に、新たな収益の柱として新規事業を推進・創出していく事が極めて重要であると認識しております。

これについては、弊社と日々接点のある士業や企業の管理部門職種の方々に対して、人材紹介サービス以外の新たなサービスで弊社と接点を持ち、同領域の登録者を囲い込むために2017年3月にManegy(マネジー)をオープンし、同サービスを運営して参りました。そして、当期においては2020年8月に、管理部門の方々が日々利用する各種サービスの比較検討が可能な新たなサービス「Manegy toB」を正式にリリースし、メディアとしてのさらなる内容の充実と収益化を実現しております。さらに、人材領域の新たなサービスとして、2020年5月にはダイレクトリクルーティングサイト「MS Jobs」の β 版をオープンし、今後は人材紹介事業「MS Agent」とのシステム及びサービス連携を視野に入れて、各種開発を進めております。このように、今後は弊社がこれまで展開してきた人材紹介事業「MS Agent」のみならず、新たな人材関連サービスである「MS Jobs」との連携によるシナジー、さらにはメディア事業としての「Manegy(マネジー)」の更なる成長を実現する事に加えて、士業及び管理部門職種の方々の日々の業務の課題解決の一助となるような新たなサービスを、枠にとらわれずに今後も積極的に展開し、新規事業の推進と創出を実現して参ります。

(3)情報管理の徹底

当社が主たる事業として行う人材紹介事業では、多数の求職者の個人情報を有しているため、それらの情報の管理が事業の持続可能性を担保するために最も重要な要素であると考えます。当社においては2002年よりプライバシーマーク(※1)の資格を取得し、継続してプライバシーマーク使用許諾事業者として個人情報の機密性を高める施策を講じておりますが、今後事業が拡大し、規模が拡大するにあたってその管理の質が低下しないよう、規程の厳格な運用を徹底することのみならず、社員一人ひとりの個人情報の取り扱いに対する意識を高めるための研修の実施等、情報管理体制の維持及びさらなる強化を今後も継続して参ります。

※1 日本工業規格「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」に適合して、 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨 を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める 制度。

(4)組織・内部管理体制の強化

当社が急速な事業環境の変化に柔軟に適応しながら、今後も持続的な成長を維持していくためには各種業務の効率化に加え、業務の有効性を担保するための標準化を図り、内部管理体制のさらなる強化を図ることが重要な課題であると認識しております。その実現のために、全ての従業員が業務マニュアル及び規程等を徹底することに加え、効率性・有効性を阻害する業務フローの改善の徹底や、管理体制強化の為の社員の教育・育成に努めることにより、内部管理体制の強化を行って参ります。

(5) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

事		業	区		分	事	業	内	容	
人	材	紹	介	事	業	管理部門及び士業に	特化した有料の)職業紹介事業		

(**6**) **主要な事務所**(2021年3月31日現在)

東	京	本	社	東京都千代田区富士見
横	浜 支 社		社	神奈川県横浜市西区南幸
大	阪	支	社	大阪府大阪市北区大深町
名	古	屋支	社	愛知県名古屋市中村区名駅

(**7**) **使用人の状況** (2021年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
146名	_

- (注) 1. 当社連結子会社である投資事業有限責任組合に使用人はおりません。
 - 2. 前期は連結計算書類を作成していないため、前連結会計年度比増減は記載しておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
146名	9名減	30.5歳	5.1年

- (注) 当社は人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
- (8) **主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

40,000,000株

(2) 発行済株式の総数

24,985,000株

(注) 2020年4月1日から2021年3月31日までの新株予約権の行使により、発行済株式総数が39,400株増加しております。

(3) 株主数

3,790名

(4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社T&Aホールデ	ィングス		8,67	2,000株			34	4.70%
有 本 隆	隆 浩		7,280	0,000株			29	9.13%
株式会社日本カストラ(信 託 □	ディ 銀 行		1,57	7,700株			(5.31%
株式会社カストデ	ィ 銀 行 9		1,063	3,000株			4	4.25%
株式会社日本カストラ			60	1,700株			2	2.40%
BNP PARIBAS SECURITIES S L U X E M B O U R G / J A S E C U R I T I E S / U C I T S	SERVICES SDEC ASSETS 東京支店)		34	9,800株			-	1.40%
日本マスタートラスト信託銀行(信託銀行)	行株式会社])		29'	7,000株			-	1.18%
BBH/SUMITOMO MITSUI BANK. LIMITED (LO BRANCH)/SMTTIL/JAPAN CAPFUNDCL (常任代理人 株式会社三井作	TRUST NDON SMALL T A C 住友銀行)		21	1,200株			().84%
NOMURA PB NOMINEES LIM C P B 3 0 0 7 2 4 8 (常任代理人 野村證券株	ITED A/C 2 2 7 6 :式会社)		200	0,000株			().80%
株式会社日本カストラ (信託B			16	5,200株			(0.66%

(注) 持株比率は自己株式(449株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
- ・新株予約権の数 68個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式13,600株(新株予約権1個につき200株)
- (2) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
- ・該当事項はありません。
- (3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
- ・該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) **取締役の状況** (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	有 本	隆浩	株式会社T&Aホールディングス 代表取締役
常務取締役	藤江	眞 之	メディア事業本部長 兼 経営企画室長
取 締 役	山本	拓	経営管理本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	菅 原	正則	_
取 締 役 (監査等委員)	大 浦	善光	株式会社ウィズバリュー 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	坂 元	英峰	弁護士法人マーキュリージェネラル 代表弁護士 Rubicon Investment株式会社 代表取締役 Rubicon Global Capital Pte.,Ltd. 代表取締役

- (注) 1. 取締役井川優介氏は、2021年3月31日をもって辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は取締役人材紹介事業本部長 兼 「事業部長でありました。
 - 2. 取締役菅原正則氏、取締役大浦善光氏及び取締役坂元英峰氏は社外取締役であります。
 - 3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、菅原正則氏を常勤監査等委員として選定しております。
 - 4. 常勤監査等委員の菅原正則氏は、上場企業で長年にわたる経理財務業務に関する深い経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役に加え、当社管理職従業員を含むものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により個人被保険者が行った行為(不作為を含む。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が被る損害等が補填されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由等の場合には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該個人別の報酬等が個々の評価を反映したうえで、取締役会で承認された役員報酬規程に則ったものであることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下の通りです。

a. 個人別の報酬等(業績連動報酬等・非金銭報酬等以外)の額または算定方法の決定方針 当社取締役の報酬等の額は固定報酬のみとし、個人別の報酬等の決定については株主総会で 定められた報酬限度内において、取締役会の決議により代表取締役有本隆浩に一任しており、 取締役会決議により定めた規程に基づき各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案し て報酬額を決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

- b. 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容及び額または数の算定方法の決定方針 当社の取締役の報酬は固定報酬のみで構成されております。
- c. 非金銭報酬等 (株式報酬・ストックオプションを含む) の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定方針 非金銭報酬はありません。
- d. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合の決定方針 固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めております。
- e. 報酬等を与える時期または条件の決定方針 毎月固定報酬を支給しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	報酬等の額		報酬		, E		
	区 分	報酬等の額 (千円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	人員
取 紅 (監査等委		137,383	137,383	_	_	_	4
取の産業の	帝	21,600 (21,600)	21,600 (21,600)	_	_	_	3 (3)
合	計 外 役 員)	158,983 (21,600)	158,983 (21,600)	_	_	_	7 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第26回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2016年2月23日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額270万円以内と決議いただいております。 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(監査等委員を除く)です。
 - 2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第26回定時株主総会において、年額 30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)は3名です。
 - 3. 取締役会は、代表取締役有本隆浩に対し各取締役(監査等委員を除く)の基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、取締役会が承認した役員報酬規程に基づき、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役(監査等委員を除く)の担当部門について客観的に評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役大浦善光氏は、株式会社ウィズバリューの代表取締役であります。当社と兼職先との 間には特別な関係はありません。
 - ・取締役坂元英峰氏は、弁護士法人マーキュリージェネラル代表弁護士及びRubicon Investment株式会社、Rubicon Global Capital Pte.,Ltd.の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

			出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
			当事業年度に開催された取締役会15回のうち、15回出席し、ま
			た当事業年度において13回開催された監査等委員会に13回出席し
取締役		7 HJ	ております。上場会社で長年にわたる経理財務業務を含む、管理部
(常勤監査等委員)	菅原	正則	門の業務に加え内部監査業務、監査役監査業務に関する深い知識と
			経験を有しており、取締役会では当該見地から積極的に意見を述べ
			ており、適切な役割を果たしております。
			当事業年度に開催された取締役会15回のうち、15回出席し、ま
T- //-			た当事業年度において13回開催された監査等委員会に13回出席し
取締役 (監査等委員)	大 浦	善光	ております。上場会社で執行役及び取締役として会社経営全般に
(血色() 文英/			携わる中で培った知識と経験を有しており、取締役会では当該見地
			から積極的に意見を述べており、適切な役割を果たしております。
			当事業年度に開催された取締役会15回のうち、15回出席し、ま
T- //-			た当事業年度において13回開催された監査等委員会に13回出席し
┃ 取締役 ┃ (監査等委員)	坂 元	英 峰	ております。弁護士としての専門的知識及び豊富な経験を有して
(おり、取締役会では当該見地から積極的に意見を述べており、適切
			な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監查法人

(2) 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				17,451	千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額				17,451	[

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し同意いたしました。
 - 3. 当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当し、 解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたしま す。

また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性、信頼性などを総合的に勘案し、必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス管理規程を策定するとともに、原則として毎四半期に、代表取締役社長を 委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況について確認するとともに、リスクマネジメントシステムを基に当社事業活動におけるリスク等 に対しては早期に把握し諸施策を推進する。
 - ② 当社が取り扱う個人情報については、法令及び当社が定める「個人情報保護規程」に基づき、厳重に管理する。
 - ③ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等について、外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ④ 役職員からの内部通報等を受け付けるため、内部・外部の複数の相談窓口を設置するととも に、問題の早期発見を図る観点から通報者の秘匿と、通報したことによるいかなる不利益を も受けないものとする。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 「文書管理規程」に基づき、取締役会及び経営会議その他重要会議の議事録や関連資料、稟議書、報告書等の情報について必要な保存及び管理を実施する。
 - ② 情報の保存に関しては、情報セキュリティポリシーを制定し、管理する。
 - ③ 保存期間は、文書等の種類、重要性等に応じて「文書管理規程」に規定された期間とする。
 - ④ 取締役及び監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員は、常時これらの文書等 を閲覧することができる。

- 3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理規程等の整備と検証及び業務遂行に係るリスクを的確に把握・評価し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置またはその損失を極小にすべく、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、リスク管理の適切性等の検証及び内部統制の見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図る。
 - ② 内部監査部門は、内部監査計画の策定に当たり、経営に重要な影響を及ぼすリスク等を踏まえ監査事項を決定する。また必要により、監査指摘事項についてリスク・コンプライアンス委員会で協議する。
- 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 業務の重要度に応じた決裁権限を「職務権限規程」において明確にし、職務執行の適切性並びに効率性を確保する。
 - ② 業務内容に応じ、取締役が担う業務範囲を「業務分掌規程」において明確にし、職務執行の責任範囲を明確化する。
 - ③ 取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 企業活動に関連する法令及び定款並びに会社規程等の遵守の徹底と継続的な見直しを図るとともに、内部監査部門による定期的な内部監査により定期的に事業活動の適法性及び適切性等の検証を行う。
- 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人等の体制の強化に努めることとする。
 - ② 補助使用人等は、業務の執行に係る職位を務める等、独立性を確保することに努める。
 - ③ 補助使用人等の職務に関する指揮命令権は、監査等委員会または選定監査等委員に帰属する ものとし、その任命や解任、懲戒及び人事異動等の人事事項は、事前に監査等委員会の同意 を得た上で決定する。

- 7. 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役等が当社の監査等委員会等に報告するための体制等
 - ① 監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び選定監査等委員が重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。
 - ② 監査等委員会または選定監査等委員が代表取締役社長等、会計監査人、内部監査部門並びに 内部統制担当が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供する。
 - ③ 当社の取締役及び使用人は、法令及び定款等違反並びに不正等、または内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員会または 選定監査等委員に報告するものとする。
 - ④ 監査等委員会または選定監査等委員に報告を行った取締役及び使用人が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- 8. 当社の監査等委員会等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査等委員会または選定監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行う。
- 9. その他監査等委員会等の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役社長及び内部監査部門は、監査等委員会または選定監査等委員と定期的または随時意見交換を行う機会を持つこととする。
 - ② 監査等委員は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に出席し、また監査等委員会は重要な報告を受ける体制を整備する。
 - ③ 監査等委員会または選定監査等委員は、会計監査人と定期的に会合を持つほか、選定監査等 委員は内部監査部門の監査に同行することができるものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況 当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、毎四半期に代表取締役社長を議長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況について確認するとともに、諸施策について審議・決定しております。また、使用人等について定期的に、コンプライアンスに関する研修を行っております。さらに、内部通報制度として、コンプライアンス等に関する通報窓口を内部・外部にそれぞれ設置しております。

- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社は、「文書管理規程」に従い、取締役会等の重要会議の議事録や、関連資料、稟議書、 各種報告書等を適切に保存及び管理しております。
- 3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、リスク管理規程に従い、業務遂行に係るリスクを的確に把握・評価し、毎四半期に 開催されるリスク・コンプライアンス委員会にてリスク管理の適切性等の検証を行っております。また、内部監査部門は監査計画の策定に当たり、経営に重要な影響を及ぼすリスク等を踏まえて監査事項を決定し、内部監査を行っております。
- 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、取締役の決裁権限及び職務執行の責任範 囲を明確にし、職務執行の適切性・効率性を確保しております。また、「取締役会規程」に基づ き、原則として月1回取締役会を開催しております。
- 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、内部監査部門が監査計画に基づいて内部監査を実施し、事業活動の適法性及び適切性等 の検証を行っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会または監査等委員の活動を補助する使用人を確保する体制を整備することができる規程等を整備しております。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役等が当社の監査等委員会等に報告するための体制等

当社は、取締役等から定期的に職務の執行状況の報告を受け、必要により説明を受けております。また、内部通報制度による報告内容を監査等委員が確認できる体制を整備しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

単位	•	千	Ш	1)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,648,867	流 動 負 債	565,510
現金及び預金	6,380,887	未 払 金	134,630
売 掛 金	137,668	未 払 費 用	43,271
有 価 証 券	1,000,000	未 払 法 人 税 等	255,319
前 払 費 用	29,643	未 払 消 費 税 等	16,121
そ の 他	100,668	返 金 引 当 金	5,458
固 定 資 産	2,509,959	賞 与 引 当 金	82,668
有 形 固 定 資 産	53,671	そ の 他	27,590
建物	33,193	固 定 負 債	213,241
車 両 運 搬 具	0	繰 延 税 金 負 債	213,241
工具、器具及び備品	5,367	負 債 合 計	778,752
土 地	15,109	(純資産の部)	
無形固定資産	206,249	株 主 資 本	8,643,500
ソフトウエア	155,511	資 本 金	586,333
そ の 他	50,737	資 本 剰 余 金	1,232,271
投資その他の資産	2,250,039	利 益 剰 余 金	6,825,474
投 資 有 価 証 券	2,116,730	自 己 株 式	△579
差入保証金	119,689	その他の包括利益累計額	717,063
長期 前払費用	4,795	その他有価証券評価差額金	717,063
そ の 他	24,426	非 支 配 株 主 持 分	19,511
貸 倒 引 当 金	△15,601	純 資 産 合 計	9,380,075
資 産 合 計	10,158,827	負 債 純 資 産 合 計	10,158,827

連結損益計算書

(2020年4月1日から (2021年3月31日まで)

(単位:千円) Ħ 科 金 額 上 3,369,685 売 高 売 上 原 価 1,160 売 総 利 益 3,368,525 上 売費及び一般管理 2,128,573 費 業 利 1,239,951 営 益 営 業 外 収 益 利 息 及 配 び 金 40 有 価 券 42,789 証 利 息 価 証 券 却 益 455,759 有 売 受 取 賃 貸 1,372 料 そ 他 345 500,307 0 業 外 営 費 用 手 数 支 払 料 51,489 有 証 券 還 143 価 償 損 当 繰 貸 倒 引 金 入 額 1,005 投 価 証 券 評 損 10,499 資 有 価 投 業 合 資 事 組 運 用 損 63,405 賃 貸 費 用 1,133 そ 127,680 0) 他 4 利 綷 常 益 1,612,578 損 特 別 失 定 古 資 産 売 却 損 4,277 定 却 除 852 5,130 産 損 整 1,607,448 調 前 当 期 純 利 益 住民税及び 事 税 531,787 税 法 λ 等 調 整 額 △6,008 525,778 利 純 1,081,669 期 益 非支配株主に帰属する当期純損失 △488 親会社株主に帰属する当期純利益 1,082,157

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	583,378	1,229,316	6,117,495	△503	7,929,686
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,955	2,955			5,910
剰余金の配当			△374,178		△374,178
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,082,157		1,082,157
自己株式の取得				△75	△75
株主資本以外の項目の当期変 動 額 (純 額)					
当期変動額合計	2,955	2,955	707,979	△75	713,813
当 期 末 残 高	586,333	1,232,271	6,825,474	△579	8,643,500
	その他の包括	舌利			
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計	
当 期 首 残 高	32,004	32,004	_	7,961,691	
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行				5 , 910	
剰 余 金 の 配 当				△374,178	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,082,157	
自己株式の取得				△75	
株主資本以外の項目の当期変 動 額 (純 額)	685,059	685,059	19,511	704,570	
当 期 変 動 額 合 計	685,059	685,059	19,511	1,418,384	
当 期 末 残 高	717,063	717,063	19,511	9,380,075	

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 1社

・連結子会社の名称 MS・HAYATE 1 号投資事業有限責任組合

・連結範囲の変更 MS・HAYATE 1 号投資事業有限責任組合は当連結会計年度において新

たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称 Matching Service Hong Kong Ltd.

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見

合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要

な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社の名称 Matching Service Hong Kong Ltd.

・持分法を適用しない理由 非連結子会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に

見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の

範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法

により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決 算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額

を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した 建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築 物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下 のとおりであります。

建物 3年~47年

車両運搬具

6年

工具、器具及び備品 5年~10年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

主に社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、 回収不能見込額を計上しております。

口. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度 に負担すべき額を計上しております。

ハ. 返金引当金

当社は、紹介した求職者が入社後短期間で退職した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の一部を返金する制度を設けております。当該返金の支払いに備えるため、売上高に返金実績率を乗じた金額を、売上高より直接控除する方法により計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

- (1) 投資有価証券
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

イ. 投資有価証券のうち、非上場株式

45,999千円

口, 投資有価証券評価損

10.499千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - (1)で識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ・(1)に記載した金額の算出方法
 - イ. 投資有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、金融商品会計に関する実務指針92項及び285項に従い、移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって貸借対照表価額としております。また、投資先の財政状態が悪化し、株式の実質価額が著しく下落した場合には、取得価額を実質価額まで減額しております。

口. 投資有価証券評価損

超過収益力が認められなくなった銘柄について、投資先の純資産持ち分相当額まで減額した結果、取得価額との差額としております。

・重要な見積り項目とした根拠

投資先の超過収益力を反映して高い価額で取得している株式については、取得時に把握した超過 収益力が引き続き存在する場合に、投資先の純資産持分相当額に超過収益力を加算して株式の実質 価額を算定しております。

取得時に把握した超過収益力が決算日まで存続しているか否かには判断や見積りが含まれるため、重要な見積り項目としております。

・連結計算書類に与える影響

取得時に期待した超過収益力が毀損した銘柄が生じた場合には、決算日までに入手し得る直近の決算書を使用した実質価額まで減額する必要があり、翌連結会計年度に影響する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

98,794千円

- 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 24,985,000株
 - (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 449株
 - (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	日	効力発生日
2020年 定 時 株	6 月25日主総会	普通株式	374,178	15	2020	年3月	31日	2020年 6 月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	日	効 力 発 生 日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	374,768	15	2021	年3月	31日	2021年6月28日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

13,600株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保有する金融資産のうち、一般的な余資につきましては主に流動性の高い金融資産で運用することにより金融資産の活用と保全の両立を図っております。また、デリバティブ取引等のリスクを伴う投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、信用リスク及び市場価格の変動リスク並びに為替変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク)

営業債権については、当社の事業の性質上、件数及び金額共に特定の取引先に集中することはなく、また支払期日についても月末締め翌月末精算を基本としており、可能な限り短期間で回収することでリスクを低減しております。その上で、販売管理規程に従い、経営管理本部が各取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、与信管理規程に従い各取引先の返済能力に応じた信用取引を行うことでリスクの軽減を図っております。

- ロ. 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理 有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握し、保有状況を見直しております。
- ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 経営管理本部が資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理 しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が 含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

							連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1)	現	金	及	び	預	金	6,380,887千円		6,380,887千円		-千円
(2)	有	,	価	証		券	1,000,000		1,000,000		_
(3)	投	資	有	価	証	券	1,478,263		1,478,263		_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。 また、債券は短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によって おります。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	2021年3月31日
関係会社株式(※1)	0千円
非上場株式(※2)	45,999
投資事業組合出資(※2)	592,468

- ※1. 上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記 しておりません。
- ※2. 上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 374円65銭

(2) 1株当たり当期純利益 43円37銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 43円35銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1株当たり当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益 1,082,157千円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 1,082,157千円

普通株式の期中平均株式数 24,949,435株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

普通株式増加数 11,304株

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,688,764	流 動 負 債	564,916
現金及び預金	4,420,783	未 払 金	134,624
売 掛 金	137,668	未 払 費 用	43,083
有 価 証 券	1,000,000	未 払 法 人 税 等	255,319
前 払 費 用	29,643	未 払 消 費 税 等	16,170
そ の 他	100,668	返 金 引 当 金	5,458
固定資産	4,449,957	賞与引当金	82,668
有 形 固 定 資 産	53,671	そ の 他	27,590
建物	33,193	固 定 負 債	213,241
 車 両 運 搬 具	0	繰 延 税 金 負 債	213,241
 工具、器具及び備品	5,367	負 債 合 計	778,157
 土 地	15,109	(純資産の部)	
 無 形 固 定 資 産	206,249	株 主 資 本	8,643,500
	155,511	資 本 金	586,333
と そ の 他	50,737	資本剰余金	1,232,271
	4,190,037	資本準備金	566,333
投資での記め資産 投資有価証券	2,110,480	その他資本剰余金	665,938
関係会社株式	2,110,400	利益剰余金	6,825,474
関係会社出資金	1,946,247	利益準備金	5,000
関係会社長期貸付金	1,940,247	その他利益剰余金	6,820,474
	·	繰越利益剰余金	6,820,474
差入保証金	119,689	自己株式	△579
長期前払費用	4,795	評価・換算差額等	717,063
その他	8,228	その他有価証券評価差額金	717,063
貸 倒 引 当 金	△15,601	純 資 産 合 計	9,360,564
資産合計	10,138,721	負 債 純 資 産 合 計	10,138,721

損益計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

	禾	斗				目		金	額
売			上		i	高			3,369,685
売		上		原	1	価			1,160
売		上	総	利	:	益			3,368,525
販	売	費 及	0, ―	般電	管理 🗄	費			2,128,573
営		業		利	3	益			1,239,951
営		業	外	収	! :	益			
	受	取	利 息	及	O_{i}	配当	金	40	
	有	佃	i ii	E	券	利	息	42,789	
	有	価	証	券	売	却	益	455,759	
	受		取	賃		貸	料	1,372	
	そ			の			他	345	500,307
営		業	外	費		用			
	支		払	手		数	料	2,132	
	有	価	証	券	償	還	損	143	
	貸	倒				桌 入	額	1,005	
	投	資	有 価	証	券	評 価	損	10,499	
	投	資	事 業	組	合	運用	損	112,273	
	賃		貸		費		用	1,133	
	そ			の			他	4	127,191
経		常		利		益			1,613,066
特		別		損		失			
	固	定	資	産	売	却	損	4,277	_
	固	定	資	産	除	却	損	852	5,130
税	. 5			期			益		1,607,936
法	人	税、	住 艮		及び		税	531,787	
法		人	税	等	調	整	額	△6,008	525,778
当		期		純	7	利	益		1,082,157

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

			株	主		資	本		
		資 :	本 剰 🤅	余 金		利益剰余	金		
	資本金	次十淮	その他	資本剰余金	刊光準件人	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	583,378	563,378	665,938	1,229,316	5,000	6,112,495	6,117,495	△503	7,929,686
当 期 変 動 額									
新株の発行	2,955	2,955		2,955					5,910
剰余金の配当						△374,178	△374,178		△374,178
当期純利益						1,082,157	1,082,157		1,082,157
自己株式の取得								△75	△75
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	2,955	2,955	_	2,955	_	707,979	707,979	△75	713,813
当 期 末 残 高	586,333	566,333	665,938	1,232,271	5,000	6,820,474	6,825,474	△579	8,643,500

	評価・換	算差額等		
	その他有価証券 評価・換算 番番 額金 差額等合計		純資産合計	
当 期 首 残 高	32,004	32,004	7,961,691	
当 期 変 動 額				
新株の発行			5,910	
剰余金の配当			△374,178	
当期純利益			1,082,157	
自己株式の取得			△75	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	685,059	685,059	685,059	
当期変動額合計	685,059	685,059	1,398,872	
当 期 末 残 高	717,063	717,063	9,360,564	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② 関係会社出資金 投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に

応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込

む方法によっております。

③ その他有価証券

・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によ

り処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい ては定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~47年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5年~10年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

・自社利用のソフトウエア 主に社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支払見込額に基づき計上しております。

③ 返金引当金

当社は、紹介した求職者が入社後短期間で退職した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の一部を返金する制度を設けております。当該返金の支払いに備えるため、売上高に返金実績率を乗じた金額を、売上高より直接控除する方法により計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業会計年度に係る内容については記載しておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

- (1) 投資有価証券
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

イ. 投資有価証券のうち、非上場株式

45.999千円

口, 投資有価証券評価損

10.499千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - (1)で識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ・(1)に記載した金額の算出方法
 - イ. 投資有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、金融商品会計に関する実務指針92項及び285項に従い、移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって貸借対照表価額としております。また、投資先の財政状態が悪化し、株式の実質価額が著しく下落した場合には、取得価額を実質価額まで減額しております。

口. 投資有価証券評価損

超過収益力が認められなくなった銘柄について、投資先の純資産持ち分相当額まで減額した結果、 取得価額との差額としております。

・重要な見積り項目とした根拠

投資先の超過収益力を反映して高い価額で取得している株式については、取得時に把握した超過 収益力が引き続き存在する場合に、投資先の純資産持分相当額に超過収益力を加算して株式の実質 価額を算定しております。

取得時に把握した超過収益力が決算日まで存続しているか否かには判断や見積りが含まれるため、重要な見積り項目としております。

・計算書類に与える影響

取得時に期待した超過収益力が毀損した銘柄が生じた場合には、決算日までに入手し得る直近の決算書を使用した実質価額まで減額する必要があり、翌事業年度に影響する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

98,794千円

213,241千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式

449株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延税金負債の純額

林 色九並貞庄	
貸倒引当金	4,777千円
賞与引当金	25,313千円
未払事業税等	17,446千円
返金引当金	1,671千円
資産除去債務	14,979千円
減価償却超過額	11,632千円
投資有価証券評価損	7,306千円
投資事業組合運用損	17,037千円
その他	3,061千円
繰延税金資産合計	103,225千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	316,466千円
繰延税金負債合計	316,466千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
子会社	MS・HAYATE1号 投資事業有限責任組合	99%	出資の引受	出資の引受	2,000,000	_	_

(注) キャピタルコール方式による出資の引受であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

374円65銭

(2) 1株当たり当期純利益

43円37銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

43円35銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1株当たり当期純利益

当期純利益

1,082,157千円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る当期純利益

1,082,157千円

普通株式の期中平均株式数

24,949,435株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

普通株式増加数

11,304株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社MS-Japan 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新居伸 浩 印業務執行社員 公認会計士 新居伸 浩

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 一 郎 即

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MS-Japanの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MS-Japan及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独 立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な 不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に 基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関 して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監查報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社MS-Japan 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新居 伸浩 節業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 一 郎 即

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MS-Japanの2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関 連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認め られる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確 実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表 明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいて いるが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内 容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の重要書類を閲覧し、必要に応じて当社の子会社管理責任者等から財産等の状況の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について も、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社MS-Japan 監査等委員会 常勤監査等委員 菅原 正則 印 監査等委員 大浦 善光 印 監査等委員 坂元 英峰 印

(注) 常勤監査等委員菅原正則、監査等委員大浦善光及び坂元英峰は、会社法第2条第15 号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第31期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金15円

といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は374,768,265円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業内容の拡大及び今後実施可能性のある新規事業に対応するため、当社現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するとともに、所要の変更をするものであります。

2. 変更内容

変更内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

							(T //3(10)2/2/2/11	77 671 0 8 9 0 7
	現	行	定	款		変	更	案
(目的)					(目的)			
第2条	当会社は、	次の	事業を営	むことを目的と	第2条		(現行どおり)	
する。								
1. ~	-4.	(条文	省略)		1.	~ 4.	(現行どおり)	
		(新	設)		<u>5.</u>	企業に対	付する投資業	
5.		(条文	省略)		<u>6.</u>	_	(現行どおり)	
		(新	設)		<u>7.</u>	ソフトウ	7エアの開発及で	び運用並びにその
						販売及び	が販売仲介又は関	<u> 仮売代理業</u>
		(新	設)		8.	インター	-ネットのホーム	ムページの企画作
						成及び遺	運営管理業	
		(新	設)		<u>9.</u>	映像・音	育声コンテンツの	の企画・制作・販
						<u>売業</u>		
		(新	設)		10.	電子決別	<u> </u>	
		(新	設)		11.	電子商用	双引における各種	重商品の販売及び
						販売仲介	<u> アスは代理に関す</u>	<u>する業</u>
		(新	設)		12.	資金移動	か業及び前払式っ	支払手段の発行業
		(新	設)		13.			ファクタリング業
						及び貸金	<u>注業</u>	
6. ~	9.	(条文	省略)		14.		_ (現行どおり)	1
		(新	設)		18.		斧等への投資、 資	
10.	11.	(条文	省略)		<u>19.</u>	20.	(現行どおり)	

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	党 第 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の株式数
1	有 本 隆 浩 (1961年9月9日)	1985年3月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス) 入社 1990年4月 当社設立 代表取締役 2015年6月 代表取締役社長(現任)	7,280,000株
2	藤 江 真 之 (1980年6月28日)	2006年4月当社入社 2013年11月執行役員経営管理室長 2015年6月当社取締役経営管理部長 2017年4月取締役経営管理本部長兼経営企画グループ長 2019年4月取締役経営管理本部長兼経営企画室長 2019年6月常務取締役経営管理本部長兼経営企画室長 2020年7月常務取締役メディア事業本部長兼経営企画室長 2021年4月常務取締役メディア事業部長兼経営企画室長	11,900株
3	** *	2010年2月 あずさ監査法人入所(現有限責任あずさ監査法人) 2013年9月当社入社 2015年4月 経営管理部経理財務ユニットマネージャー 2019年4月 経営管理本部管理グループマネージャー 2020年4月 経営管理本部管理部長 2020年6月 取締役経営管理本部管理部長 2020年7月 取締役経営管理本部長 2021年4月 取締役経営管理本部長	5,564株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 各取締役候補者の選任理由について

有本隆浩氏は、当社の創業者であり、設立より当社の代表取締役として会社全体の発展に寄与しており、 当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としました。

藤江眞之氏は、2015年6月に当社の取締役に就任いたしました。当社のメディア事業部を牽引し売上の 増大に貢献する等、常務取締役メディア事業部長及び経営企画室長としての実績を重ね、会社全体の経営 企画業務等を執行しており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取 締役候補者としました。

山本拓氏は、2020年6月に当社の取締役に就任いたしました。公認会計士として当社の株式上場に際し 貢献し、その後も管理部長として管理業務全般にわたる実績を重ねており、引き続き取締役としての職務 を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としました。

3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の「4. 会社役員の状況(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

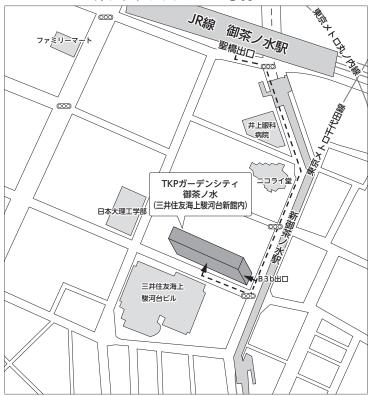
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

×	ŧ	

.....

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田駿河台三丁目11-1 三井住友海上駿河台新館3階 TKPガーデンシティ御茶ノ水 カンファレンスルーム3A



■交通機関

- ●JR線「御茶ノ水駅」徒歩4分
- ●東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」徒歩6分
- ●東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」、千代田線「新御茶ノ水駅」B3b出口直結
- ●都営新宿線「小川町駅」B3b出口直結
- ※ ご来場には公共交通機関をご利用ください。
- ※ ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。

